

運用状況

設定日	2008年3月28日	償還日	2021年7月28日	決算日	原則毎月15日
当初設定元本	1,353百万円				

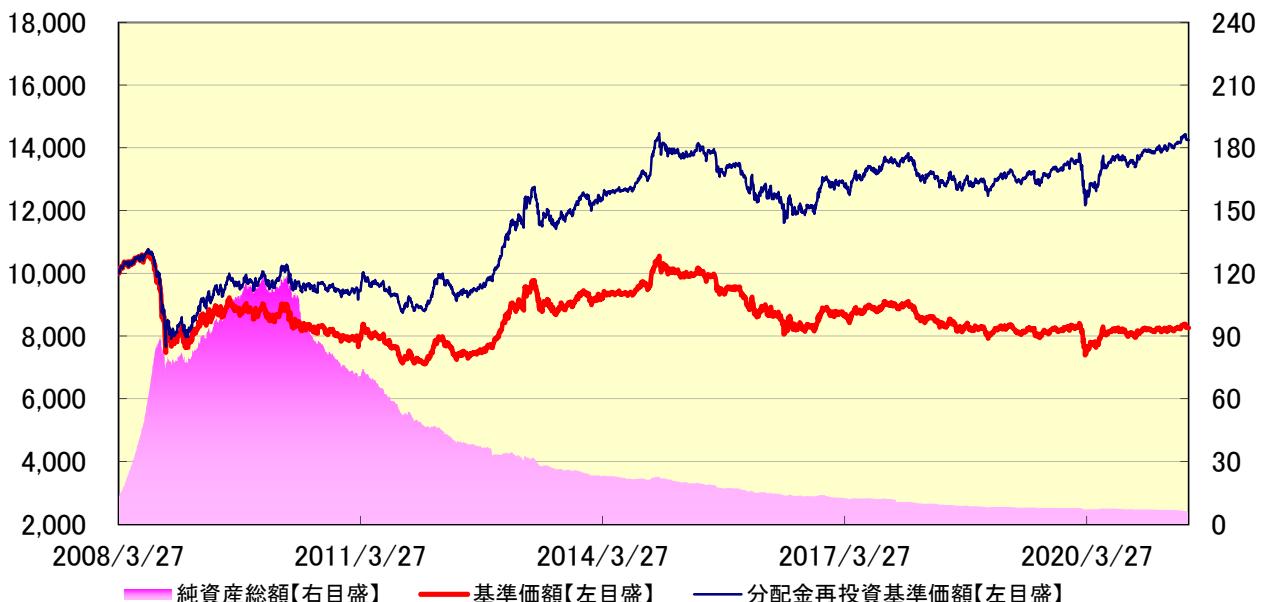
基準日	2021年6月30日	前月末比	基準価額は、10,000口当たりです。		
基準価額	8,265円	-72円	設定来高値	10,725円	2008年8月8日
純資産総額	609百万円	-55百万円	設定来安値	7,113円	2012年1月10日

◆運用実績 一ファンドの基準価額と純資産総額の推移ー

(期間:2008年3月27日～2021年6月30日) ベンチマーク:なし

(円)

(億円)



・基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。

・分配金再投資基準価額は、決算時に収益分配があった場合にその分配金(税引前)を再投資したものとして算出した収益率に基づきます。

・基準価額および分配金再投資基準価額は、設定日前営業日(2008年3月27日)における値を10,000円として指数化しております。

◆期間別騰落率

	ファンド
1ヶ月	-0.6%
3ヶ月	1.4%
6ヶ月	2.1%
1年	5.6%
3年	10.9%
5年	18.9%
10年	47.5%
設定来	42.4%

ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額より算出しており、実際の投資家利回りとは異なります。

◆分配等実績 (分配金は10,000口当たり、税引前)

決算期	日付	分配金	決算期	日付	分配金
第135期	2019/07/16	25円	第147期	2020/07/15	25円
第136期	2019/08/15	25円	第148期	2020/08/17	25円
第137期	2019/09/17	25円	第149期	2020/09/15	25円
第138期	2019/10/15	25円	第150期	2020/10/15	25円
第139期	2019/11/15	25円	第151期	2020/11/16	25円
第140期	2019/12/16	25円	第152期	2020/12/15	25円
第141期	2020/01/15	25円	第153期	2021/01/15	25円
第142期	2020/02/17	25円	第154期	2021/02/15	25円
第143期	2020/03/16	25円	第155期	2021/03/15	25円
第144期	2020/04/15	25円	第156期	2021/04/15	25円
第145期	2020/05/15	25円	第157期	2021/05/17	25円
第146期	2020/06/15	25円	第158期	2021/06/15	25円
設定来分配金累計額					4,660円

設定来高値および設定来安値にて、各々、同一の基準価額が複数存在する場合、直近の日付を表示しています。

運用実績および分配実績は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

当資料の作成において、投資信託説明書(交付目論見書)に記載する運用実績とは作成基準が異なる場合があります。

そのため、両者の表記内容が一致しないことがあります。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

◆ポートフォリオの状況

外国債現物	-
その他資産	100.0%
外国債先物	-

その他資産は、100%から外国債現物の組入比率の合計を差し引いたものです。

◆マザーファンド別組入比率

ファンド	比率
先進国投資適格債券マザーファンド	7.9%
新興国現地通貨建債券マザーファンド	-
その他資産	92.1%
計	100.0%

◆通貨別組入比率

通貨名	比率
日本円	96.4%
米ドル	3.6%
計	100.0%

各表の比率は純資産総額に対する比率を表示しています。

◆基準価額の変動要因

当月末の基準価額	8,265	前月末比	(単位:円)		
前月末の基準価額	8,337	-72			
分配金	-25	(変動要因内訳)			
信託報酬等	-9	債券利金収入	債券価格変動	為替レート変動	
基準価額変動額	-38	14	-35	-17	
先進国投資適格債券マザーファンド	-18	7	-31	6	
新興国現地通貨建債券マザーファンド	-20	7	-4	-23	

※上記の基準価額の変動要因は、該当期間中の日々の為替レートや利金収入などを基に、アセットマネジメントOneが算出した概算値であり、傾向を説明する為の参考値です。

※信託報酬等は、他の項目から求められた調整項目です。

先進国投資適格債券マザーファンドの運用概況

基準日現在、当該マザーファンドにおける公社債の保有はありません。

■通貨別組入比率

通貨	比率
日本円	54.8%
米ドル	45.2%
計	100.0%

比率は純資産総額に対する比率を表しています。

新興国現地通貨建債券マザーファンドの運用概況

基準日現在、当ファンドにおいて当該マザーファンドの保有はありません。

(ご参考)マーケット情報

		金利の動き(5年債利回り)			為替の動き(対円)		
		当月末	前月末	変化幅	当月末	前月末	変化率
米国	米ドル	0.89%	0.80%	0.09%	110.58	109.76	0.75%
カナダ	カナダドル	0.99%	0.92%	0.07%	89.15	90.81	-1.83%
ドイツ		-0.56%	-0.57%	0.01%			
フランス		-0.50%	-0.51%	0.01%			
	ユーロ				131.58	133.74	-1.62%
英国	英ポンド	0.35%	0.34%	0.01%	153.16	155.60	-1.57%
メキシコ	メキシコペソ	6.49%	6.10%	0.38%	5.58	5.51	1.28%
ポーランド	ポーランドズロチ	1.40%	1.28%	0.12%	29.10	29.84	-2.50%
シンガポール	シンガポールドル	0.93%	0.88%	0.05%	82.18	82.91	-0.88%

出所:ブルームバーグ、一般社団法人投資信託協会提供データを基にアセットマネジメントOneが作成。

◆基準価額の変動要因について

【先進国投資適格債券マザーファンド】

債券価格変動はマイナスに影響した一方で、為替レート変動はプラスに寄与しました。

米国10年国債市場は、上旬に発表された非農業部門雇用者数の市場予想を下回る伸びや、インフレの加速が一時的との見方などから上昇(利回りは低下)しました。その後はFRB(米連邦準備制度理事会)の利上げ予想時期の前倒しの示唆などから一時下落しましたが、月間では上昇しました。ドイツ10年国債市場は、ECB(欧州中央銀行)の緩和的な金融政策維持への期待から上昇したものの、その後はFRBの早期利上げ観測から下落し、月間では横ばいでした。投資適格社債市場は、米国、欧州ともに上昇しました。対国債スプレッドは、米国、欧州ともに縮小しました。先進国通貨(対円)は、米ドルは上昇し、ユーロは下落しました。

【新興国現地通貨建債券マザーファンド】

債券価格変動、為替レート変動はマイナスに影響しました。

新興国の現地通貨建債券は底堅く(利回りは上昇)推移しました。米国金利の低下などが債券市場を下支えした一方、米国の金融政策の行方を睨む動きなどが上値を重くしました。米国では、低金利政策の継続が見込まれる中、一部のFRBメンバーからはインフレを警戒する発言も散見されました。個別国では、IMF(国際通貨基金)との債務再編交渉での合意を目指すと表明したアルゼンチンなどが堅調となりました。新興国通貨(対円)は概ね下落しました。将来金利が世界的に上昇するリスクが意識されたことで弱含む動きとなりました。個別国では、新たに都市封鎖が実施された南アフリカランド等の下落が見られました。

◆今後の運用方針

当ファンドにつきましては、7月28日に繰上償還を行います。各マザーファンドの基本投資配分比率は、原則として先進国投資適格債券マザーファンド70%、新興国現地通貨建債券マザーファンド30%としておりますが、当月はファンドの償還に向けたポートフォリオ運営を実施してまいります。

【先進国投資適格債券マザーファンド】

先進国経済の見通しについては、米国・欧州ともに一部経済に回復の兆しがみられるものの、新型コロナウイルスの感染拡大状況やワクチンの普及動向に加え、財政拡大に伴う利回り上昇(価格は下落)に引き続き留意します。しかし、利回りに対する投資家需要の継続に加え、金融政策や財政政策などは市場の下支え要因になると考えます。なお、当マザーファンドにつきましては、7月27日に繰上償還を行います。当月はファンドの償還に向けたポートフォリオ運営を実施してまいります。

【新興国現地通貨建債券マザーファンド】

世界経済は新型コロナウイルスに対する懸念が継続するものの、各国の経済対策やワクチン普及の進展を経て回復傾向の継続を想定します。また世界的な景気回復を受けた商品価格の上昇などインフレ懸念の高まりから、長期ゾーンを中心とした債券利回りは上昇する可能性があると考えます。このような中、比較的高い利回りが享受できることや景気回復を背景に新興国通貨の強含みも見込まれ、現地通貨建て新興国債券市場は投資妙味が高いと考えます。今後は市場動向や各国の政治・経済情勢を注視しつつ運用を行う方針です。また、足元の市場の調整は魅力的な投資対象を発掘する機会とも考えられ積極的に投資機会を探る方針です。

◆お知らせ

当ファンドは、2021年7月28日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

世界債券ファンドは、日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の公社債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

1. 世界の先進国および新興国の公社債に分散投資を行います。

◆主として日本を除く世界の主要先進国および新興国の国債、政府機関債、国際機関債および社債等に分散投資を行います。

※当ファンドにおいて先進国とは、国内経済が発展していると委託会社が判断する国・地域(例えば、北米、西欧諸国など)をいい、新興国とは、国内経済が成長過程にあると委託会社が判断する国・地域(例えば、中南米、東南アジア、東欧諸国など)をいいます。(以下同じ。)

◆「先進国投資適格債券マザーファンド」および「新興国現地通貨建債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

※マザーファンド受益証券への投資比率は、高位を維持することを基本とします。

2. 投資にあたっては、以下の基本配分比率を原則とし、収益機会の拡大を図りつつ安定した投資成果の獲得を目指します。

「先進国投資適格債券マザーファンド」…70%

主として日本を除く先進国において、格付けが取得時にBBB格相当以上(投資適格格付け)の国債、政府機関債、国際機関債、社債等に投資を行います。

「新興国現地通貨建債券マザーファンド」…30%

主として新興国の現地通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、社債等に投資を行います。

※追加設定・解約など当ファンドにおける資金事情および各マザーファンドを通じて投資を行う各投資対象資産の市況動向等によっては、上記の基本配分比率に沿った運用ができない場合があります。

※基本配分比率へのリバランスは随時行います。

3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※政治・経済情勢、金利動向等が為替に重大な影響を与えると判断される場合には、為替ヘッジを行うことがあります。

4. ルーミス・セイレス社(正式名称:ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー)がグローバルな調査力を駆使してマザーファンドの運用を行います。

◆各マザーファンドにおける円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を、ルーミス・セイレス社に委託します。なお、ルーミス・セイレス社は、「新興国現地通貨建債券マザーファンド」において、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(債券等の取引執行の一部)を、子会社であるルーミス・アジア社(正式名称:ルーミス・セイレス・インベストメンツ・アジア・ピー・ティー・イー・リミテッド)に再委託します。

5. 毎月15日(休業日のは翌営業日)に決算を行い、原則として、利子收入相当分を中心に、安定した収益分配を目指します。

◆分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。以下同じ。)等の全額とします。

◆分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利子收入相当分を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。

◆売買益等については、原則として毎年2月、5月、8月および11月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合、または、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。

◆収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

* 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動リスク

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

当ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があります。当ファンドが保有する公社債等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

カントリーリスク

当ファンドの投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

その他の留意点

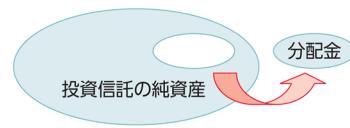
当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

収益分配金に関する留意事項

- ◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

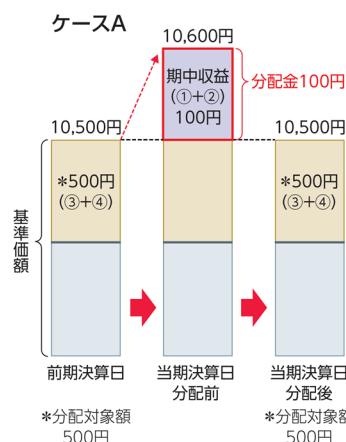
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

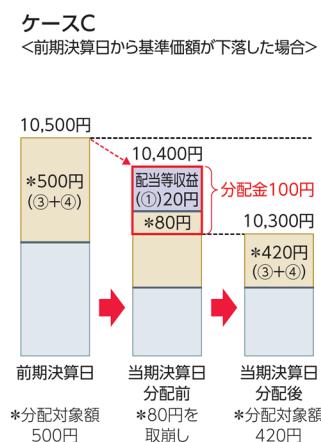
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

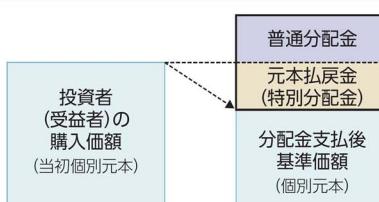
ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

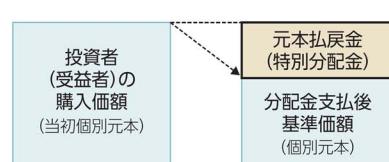
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。



普通分配金 :個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) :個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位 (当初元本 1 口 = 1 円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は 1 万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後 3 時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	繰上償還(信託終了)が決定したので、購入の申込期間は2021年6月24日までとなります。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等)による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	2021年7月28日まで(2008年3月28日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することができます。 ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 ※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 2.2% (税抜2.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.43% (税抜1.3%) ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※委託会社の信託報酬には、各マザーファンドの円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(ルーミス・セイレス社)に対する報酬(当ファンドの純資産総額に応じ、当ファンドに属する各マザーファンド受益証券の日々の時価総額に対し、別に定める率を乗じて得た額の合計額)が含まれます。なお、「新興国現地通貨建債券マザーファンド」の当該投資顧問会社に対する報酬には、ルーミス・アジア社に対する報酬が含まれます。 ※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆ファンドの関係法人 ◆

＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
[ファンドの運用の指図を行う者]
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社
[ファンドの財産の保管および管理を行う者]
＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください

◆委託会社の照会先 ◆

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター 0120-104-694
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。

2021年7月9日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	※1

●その他にもお取扱を行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜備考欄について＞

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

繰上償還(信託終了)について

「世界債券ファンド」につきましては、2021年5月18日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2021年6月14日まで受益者の皆さまからの議決権の行使を受け付けました。

この結果、書面決議において、基準日である2021年5月18日時点での受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られましたので、2021年7月28日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。